

純水装置保守点検整備業務委託

特 記 仕 様 書

桑名市上下水道部

第1章 総 則

1.適用範囲

本仕様書は、桑名市上下水道部が発注する純水装置保守点検業務委託を履行するため必要な事項を定めるものである。

2.疑義の解釈

本仕様書の解釈及び業務上の詳細について疑義が生じた場合は、双方協議により決定するものとする。

3.特記事項

- 1) 受注者は、業務が完了し、引渡し完了までの業務対象物の保管責任を負わなければならない。
- 2) 履行にあたっては、常に業務の安全に留意し、現場管理を行い、災害の防止を図るものとする。
- 3) 業務の完了に際して、業務に係る部分を片付けかつ清掃し整然とした状態にするものとする。
- 4) 履行上必要な施設物の防護、臨時取り壊し物の復旧及び仮施設等は受注者の責任において適切に行うものとする。
- 5) 当該業務に関する諸法令を厳守し、業務の円滑な進捗を図るとともに、諸法令の適用運用は受注者の責任において行うものとする。
- 6) 受注者は、現場確認を行ったうえで履行計画書を作成し、監督職員に提出し本市の了承を得るものとする。
- 7) 作業中の構造物の破損については受注者の責任より対処するものとする。
- 8) その他、指示・了承事項を厳守するものとする。

第2章 業務仕様

1.対象機器

超純水・純水製造装置（Milli-Q IQ 7003 メルク製）システム 1 式

2.履行場所

桑名市大字上野地内（上野浄水場 桑名市大字上野笠松 282）

3.履行期間

契約日から令和 8 年 1 月 30 日まで

4.作業内容

- 1) 作業に先立ち、工程を職員と打ち合わせ、職員の指示に従って実施すること。
- 2) 下記の内容の動作確認等を行うこと。
 - ・外部水系&電気系の接続確認

- ・モーター&キャパシター確認
- ・ポンプ動作確認
- ・比抵抗&水温計表示確認
- ・ソレノイドバルブ動作確認
- ・ケーブル&コネクター接続確認
- ・チューブ&コネクター接続確認
- ・ソフトウェアのバージョン確認
- ・漏水確認
- ・原水水質確認
- ・装置水質確認
- ・メンテナンスキット交換

3) 下記の消耗品の交換を行うこと。(グリーンバスケット Milli-Q 奇数年機器分析タイプ)

- ①Milli-Q IQ 7003/05 カートリッジキット IQ700XPKT1 1 個
(キット内容 IPAK Gard、IPAK Quanta、エアーベントフィルター)
- ②Milli-Q IQ 7003/05/10/15 UV ランプキット 1 個
- ③ech2o A10 TOC UV ランプ ZFA10UVA1 1 個
- ④RO(逆浸透)膜 CDRC35HA 1 個
- ⑤Millipak (IQ70XX/IQ7000 用) MPGP002A1 4 個
(4 個中 2 個使用 ①Q-POD Millipak ②E-POD Millipak、残り 2 個はストック)

4) Merck Milli Q Service Total 規定項目点検

5) 復帰後、正常作動を確認すること。

第 3 章 一般事項

- 1.純水装置の点検、調整を行い、各機器の機能を十分発揮できるよう、契約書及び特記仕様書に基づき業務を行うものとする。
- 2.受注者は、点検調整作業員として、製造者のメルク株式会社のサービス認定資格取得試験に合格・取得した Milli-SAT 認定技術員に作業を行わせる。
- 3.作業実施時期については、施設運転管理に支障がない時期を監督職員と協議の上、決定する。
- 4.受注者は、作業実施日の作業開始前に当日の作業内容を打合せするとともに、作業終了時には作業終了の連絡を行う。点検実施機器は、施設の運転操作に支障の無いよう処置を行い、完了後は完全復旧を行う。
- 5.保守点検に伴う工具、計測機器類及び消耗品は受注者の負担とする。また、業務で発

生した不用物の処分も対象とする。

6.電気事故及び故障

作業中及び作業完了後において、本作業に直接起因すると判断される故障等が発生した場合、受注者は異議なく速やかに復旧する義務を負うものとする。また、受注者は契約期間中に対象施設に設置されている純水装置に異常が見られた場合は、速やかに監督職員に報告し対応策の協議を行うものとする。

7.報告書

受注者は、点検終了後に点検対象機器全ての点検結果を、使用測定計器等一覧表並びに必要事項を記載した点検報告書を1部提出するものとする。

暴力団等の排除措置に関する特記仕様書

（目的）

第1条 この特記仕様書は、桑名市が締結する契約等に係る暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等（以下「暴力団等」という。）の不当な介入等を排除することにより、契約の適正な履行を確保することを目的とする。

（用語の定義）

第2条 この特記仕様書における用語の意義は、桑名市の締結する契約等からの暴力団等排除措置要綱（平成21年桑名市告示第206号。以下「暴力団等排除措置要綱」という。）第2条に定めるところによる。

（通報義務）

第3条 請負者は、暴力団等による不当介入を受けた場合は、次の各号に定める義務を負うものとする。

- (1) 暴力団等による不当介入を受けた場合は、毅然とこれを拒否し、速やかに、警察に通報するとともに、捜査上必要な協力を行うこと。
- (2) 前号の通報及び協力を行った場合は、速やかに、その内容を市長等発注者に報告すること。

（資材購入等の禁止）

第4条 請負者及び下請負人等は、資材販売業者若しくは廃棄物処理業者又はその役員等が暴力団等と認められる場合は、当該資材販売業者若しくは廃棄物処理業者から資材等を購入し、又は廃棄物処理施設若しくは廃棄物処理業者を使用してはならない。

（違反に対する措置）

第5条 請負者が前2条の規定に違反した場合は、情状により、次の各号の措置を講じることがある。

- (1) 指名停止又は文書注意 暴力団等による不当介入を受けたにもかかわらず、第3条の規定に違反した場合は、指名停止又は文書注意を行う。
- (2) 暴力団等排除措置要綱第5条の規定により、契約を解除する。

（契約期間の延長等）

第6条 暴力団等による不当介入を受けたことにより、契約期間内に履行することが困難な場合は、市長等発注者と協議すること。

- 2 請負者が第3条の規定に違反していた場合は、前項の規定にかかわらず、情状により、契約期間の延長等の措置を講じないことがある。この場合において、請負者は、履行遅滞の責を免れない。

（その他）

第7条 この特記仕様書に定めるもののほか、暴力団等排除措置要綱の規定により、必要な措置を講ずるものとする。